

伊豆聖苑残骨灰売渡業務仕様書

1. 目的

残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を再資源化するため、買受者は、伊豆聖苑から発生する残骨灰を回収し、残骨・資源物・廃棄物等、必要な分別を行ったうえで、それぞれ関係法令に基づき、適切な処理を行い、伊豆市（以下「売渡者」という。）にその報告を行うとともに、引渡しを受けた重量に応じた金額を売渡者に支払う。

2. 売渡物品及び予定数量

- (1) 売渡物品 契約期間に伊豆聖苑から発生する残骨灰
- (2) 予定火葬件数 約620件※（12歳以上の火葬件数のみ）
- (3) 予定重量 約930kg※（直近実績から推定）

※件数及び重量は予測値であり令和8年度内の火葬実績に応じて変動する。

3. 契約方法

単価契約（単位円/kg）

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 残骨灰保管場所及び引渡場所

- (1) 所在地 静岡県伊豆市日向986-2
- (2) 名称 伊豆聖苑

6. 火葬炉の形式等

- (1) 火葬炉の形式：寝棺型台車式（火葬炉メーカー：富士建設工業株式会社）
- (2) 集塵機：バグフィルター式集塵機1台

7. 売渡物品の分別処理等

- (1) 売渡物品の分別

買受者は、売渡物品について、適切に分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適

正な処理を行うこと。

(2) 残骨の埋葬

買受者は、残骨については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に従い、礼節をもって適切に埋葬するものとする。埋葬地は、日本国内の墓地または納骨堂とし、買受者の責任のもとに確保するものとする。

(3) 資源物の処理

買受者は、資源物については、適切に再資源化するものとする。

(4) 廃棄物の処理

買受者は、廃棄物については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の関係法令を遵守し、適切に処理するものとする。

8. 売渡金の納入

売渡契約締結後は、売渡者は当該月ごとに次の納入金額を請求するものとし、買受者は請求書を受領した日から納期限（以下、「支払期限」という。）までに、納入するものとする。

納入金額（1円未満切り捨て）＝重量×契約単価×1.1（消費税率）

9. 売渡物品の引渡

(1) 引渡日時

ア 原則として、3か月に1回行うものとするが、売渡者と事前協議し、決定するものとする。また、買受者は決定した日時以外に売渡物品の取引作業を行ってはならない。

やむを得ず、引渡日の変更を希望する場合は、事前に売渡者と買受者の協議のうえ、引渡日時を決定するものとする。

(2) 引渡方法

ア 買受者は、契約期間中、残骨灰保管場所に空のドラム缶又はペール缶（火葬場設備に適合するサイズのもの）を必要数設置すること。令和8年5月は契約後、速やかに空のドラム缶又はペール缶を設置すること。

イ 売渡者は、発生した残骨灰を順次上記のドラム缶又はペール缶に保管すること。

ウ 買受者は、売渡者が指定した者の立会のもと、残骨灰を保管したドラム缶又はペール缶と空のドラム缶又はペール缶を交換することで引渡を受けるものとする。ただし、最終回は売渡者、買受者で協議すること。

エ 運搬車両は、引渡場所まで進入可能なものとする。

オ 買受者は、運搬時における残骨灰の飛散防止対策を講じること。

カ 買受者は、引渡場所を整理整頓し清潔に保つこと。

(3) 引渡確認の際、買受者は売渡物品の総量を計測し、双方確認のうえ、作成した「売渡物品集計表（様式第1号）」を売渡者に提出すること。

(4) 運搬の引取

買受者は、物品売渡の運搬・引取の実施にあたり、斎場施設内外を問わず、売渡物品が飛散しないように必要な対策を講じ、各斎場及び運搬経路周辺の住環境等に支障をきたすことのないようにすること。

10. 契約締結日から7日以内に提出する書類

(1) 「責任者・作業従事者・使用車両等」が記載された書類（様式任意）

(2) 売渡物品の分別・再資源化を行う施設及び工程の概要（様式任意）

(3) 本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地または納骨堂の概要及び買受者が同墓地等に埋葬することができることを示す書類（契約書、協定書、永代供養の証等）の写し

11. 売渡物品の処理報告

買受者は、「売渡物品の処理報告書（様式第2号）」に必要事項を記載し、引渡を受けた回毎に売渡者に提出するものとし、さらに最終引渡後、契約期間内における総計の報告書を提出するものとする。また、同報告書には、売渡物品の処理状況のわかる写真を添付するものとする。

なお、廃棄物の処理については、マニフェストの写し等を添えて、適切に処理したことを別途報告すること。

市が立会確認を求めた場合、買受者は立会に応じること。

12. 調査等

売渡者は、必要に応じて契約に定める履行状況について調査することができる。

13. 引渡諸経費

売渡物品の引渡にかかる諸経費は、買受者の負担とする。

また、契約締結前の事前協議に係る諸費用、契約期間満了後の次の買受者への引継ぎ資料

作成費用等も含むものとする。

14. 責任事項

売渡物品の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が売渡者の責に帰すべき場合を除き、買受者が責任を負う。

15. 機密保持

買受者は、この契約に関連して、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。
（当該機密を公表する必要がある場合には、売渡者の文書による許諾を得なければならない。）

16. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、売渡者、買受者双方で協議するものとする。

様式第1号

売渡物品集計表

買受人			
引取日			
引取場所			
立会人		所属	氏名
	売渡人		
	買受人		

引渡重量

	【A】 特定計量器の表示数値 (残灰袋を含む残灰等の重量)	【B】 ドラム缶又はペール缶 の重量	【A - B - C】 引渡重量
集計			
合計	kg	kg	kg

※【A】及び【B】は特定計量器に表示されたkg単位とする。

※この様式は買受者が直ちに複写し、原本は売渡者が保管し、写しを買受者で保管すること。

記載内容に相当がないことを確認しました。

売渡者担当者（署名）

買受者担当者（署名）

様式第2号

年 月 日

伊豆市長 様

所在地

会社名

代表者名

印

売渡物品の処理報告書

第 回受領分・年度最終報告書

分別	分別後の数量	備考
1 残骨	kg	
2 資源物 (貴金属合金)	kg	
3 資源物 (鉄)	kg	
4 資源物 (アルミ)	kg	
5 資源物 (その他非鉄)	kg	
6 資源物 (金銀残滓)	kg	
7 その他資源物 名称 :	kg	
8 廃棄物	kg	
合 計	kg	